

ID: 486

担当部署: 市立総合病院 総務課 総務係

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	名寄市立総合病院食堂等使用料徴収条例 第4条		
例規番号	平成18年条例第212号		
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第4条 市長は、特別の事情があると認めたときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日